

商標権法（誤認混同のおそれ）

3. 商標権法第 30 条第 1 項第 10 号に規定する「誤認混同のおそれ」の判断において、最高行政裁判所が知的財産商業裁判所の判決を破棄し、原審に差し戻した事例

【書誌事項】

当事者：

上告人（原審参加人）A 社

上告人（原審被告）経済部知的財産局

被上告人（原審被告）W 社

判断主体：最高行政裁判所

事件番号：112 年度上字第 21 号

言渡し日：2024 年 2 月 29 日

事件の経過：本報告書では以下の⑤の判決を中心に紹介する。

日時	判断機関	事象	有効？
①2019 年 11 月 26 日	知的財産局	登録査定	○
②2021 年 8 月 31 日	知的財産局	異議成立（本件商標登録は無効）	×
③2022 年 1 月 27 日	経済部	訴願棄却	×
④2022 年 10 月 19 日	知的財産商業裁判所	請求認容 ②③を取消し	○
⑤2024 年 2 月 29 日	最高行政裁判所	④を破棄・差し戻し	×
⑦2024 年 10 月 17 日	知的財産商業裁判所	②③を維持	×
⑧2025 年 2 月 5 日	最高行政裁判所	上告棄却	×

【概 要】

W 社が出願し、登録された



（登録番号 02035098）に対し、



商標（登録番号

01885349)を有するA社が、異議の申立てを行った(商標登録公告後3か月以内は、何人も異議の申立てを行うことができる)。知的財産局は、無効事由があることを認め、上記商標の登録を取り消した。W社は、これを不服として、訴願(日本の行政不服審査法の審査請求に類似する制度)の申立てを行ったが、申立てが棄却された。さらにW社は、行政訴訟を提起したところ、知的財産商業裁判所は、W社の主張を認め、無効事由がないことを理由に知的財産局の決定及び訴願の決定を取り消した(原審判決)。原審判決では、①類似性が高くないこと、②いずれの商品も台湾の消費者になじみがないこと、③W社が悪意で出願したものではないことが指摘されていた。これに対してA社が上告したところ、上記①②③いずれについても、改めて検討をする余地があるとして、原審判決を破棄、差し戻した(なお、行政訴訟は二審制となっている)。

【事実関係及び経緯】

W社は、2019年7月19日に「双勾商標及圖」商標(以下「本件商標」という。)を、商品・役務分類第9類の「コンピュータハードウェア；携帯型コンピュータ；…；ネットワークサーバー」商品に使用することを指定して、知的財産局に商標出願をし、登録第2035098号商標として認められた。

これに対して、A社は、2020年4月16日に、当該商標に関して商標法第30条第1項第10号、第11号及び第12号の規定が適用されるとして、異議を申し立てた。

参考

第30条 次に掲げる各号のいずれかに該当する商標は、登録することができない。

10. 同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標、又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、該登録商標又は先に出願した商標の所有者が出願に同意し、且つ、明らかに不当でないものは、この限りでない。
11. 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

12. 同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知っており、意図して模倣し、登録を出願した場合。但し、その同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

知的財産局は、本件商標が商標法第 30 条第 1 項第 10 号の規定に該当するとして、2021 年 8 月 31 日付け中台異字第 G01090213 号商標異議審定書により、登録を取り消す処分（以下「原処分」という。）をした。

これに対して、W 社は、訴願の申立てをしたが、經濟部は訴願を棄却する決定（以下「訴願決定」という。）をした。

W 社は、さらにこれに対して行政訴訟を提起した。知的財産商業裁判所は、111 年度行商訴字第 28 号判決（以下「原審判決」という。）において、訴願決定及び原処分を取り消す判決をした。原審判決では、知的財産局の「誤認混同の判断に関する審査基準」などで規定されている以下の 8 要素が一つ一つ検討されている。

- (1) 商標の識別性の強弱
- (2) 商標が類似しているかどうか、およびその類似の程度
- (3) 商品/サービスが類似しているかどうか、およびその類似の程度
- (4) 先行権利者の多角化経営の状況
- (5) 実際の混同や誤認の事例
- (6) 関連消費者が各商標にどの程度熟知しているか
- (7) 問題となっている商標の出願者が善意であるかどうか
- (8) その他の混同や誤認の要因

そして原審判決では、特に上記のうち (2) (6) (7) の点が考慮され、誤認混同のおそれを否定した。

- ・ 両商標の全体的な図形デザイン、全体的なスタイル、外観には区別可能な違いがある。両者の図形デザインが会話フレームの概念に類似しているため、類似商標となるとされるが、その類似の程度は高くない
- ・ 両商標の我が国での使用状況は、関連事業者や消費者に広く知られているわけでは

ない

- ・ W 社が本件商標の登録を出願したことは、悪意によるものではない

A 社はこの原審判決を不服をとして、最高行政裁判所に対して上告した。

【判決の概要】

1. 両商標を比較すると、本件商標の円形の会話フレームと、引用商標の円形の会話フレームは、円形の会話フレームの弧度や形状、線の太さや距離、会話フレーム下部の角欠けの位置や角度など、いずれも完全に一致している。差異は、円形の会話フレーム内に二重チェックマークがあるかどうか、及び色の違いのみである。

全体的に観察すると、本件商標は、引用商標の図案全体を包含しており、チェックマークは通常、検証済又は確認済を示すために使用され、また、色の違いによって出所を区別する機能は限られている。このため、関連消費者が本件商標を引用商標の系列商標と誤認し、使用者間に関連企業、ライセンス関係、フランチャイズ関係、又はその他の類似関係が存在すると認識する可能性があるかどうかについては、疑いの余地がないとは言えない。

2. 商標が混同誤認のおそれがあるかどうかを判断する際、「関連消費者が各商標をどれだけ熟知しているか」は審査の要素の一つである。もし関連消費者が一方の商標をより熟知している場合、その商標にはより大きな保護が与えられるべきである。商標に対する関連消費者の熟知度は、当該商標が商品や役務にどれだけ広範に使用されているかに依存し、原則としてその主張者が使用に関する証拠を提出して証明する必要がある。A 社が提出した使用証拠を見てみると、引用商標は、A 社が 2014 年に開発したスマートホーム音声アシスタント「Alexa」製品を認識するために使用される標識であり、また「Amazon Alexa」アプリケーションが App Store 及び Google Play で使用している商標であることがわかる。さらに、Alexa 製品の販売量に関するメディア報道や、インターネット上にある Alexa 製品の使用に関するチュートリアル記事には、A 社の Alexa 製品に関する報道や、国内消費者の Alexa 製品に対するコメントが多く見受けられる。

一方、W 社が提出した使用証拠は、日付のない中国語の宣伝資料 1 枚と、YouTube に

掲載された同社の役務内容を紹介する動画のスクリーンショットのみである。

両者の使用証拠を比較すると、原審が慎重に審査した場合、関連消費者が引用商標を本件商標よりも熟知しており、そのため、引用商標にはより大きな保護が与えられるべきであると認定できたはずである。

3. 商標の主要な機能は、商品や役務の出所を示し、他人の商品・役務と区別することにある。商標登録出願の目的は、この識別機能を発揮することであり、もし関連消費者に混同誤認を引き起こすことを意図している場合、その出願は善意からではないと認定されるべきである。

原審は、W社の事業範囲が・・・金融などのサービスであることを認定し、本件商標が実際にオンライン決済及び第三者決済サービスに使用されていることを確認した。また、A社は原審において、Alexa製品が金融決済に利用できるという証拠を提出しており、国内メディアでも、本件商標の出願日前において、A社のAlexa製品が金融決済に利用可能であることは、報道されていた。そのため、A社がまだ国内でそのサービスを開始していなくても、客観的にはW社が、引用商標が金融決済に使用されているという事実を知っていた可能性がある。

さらに、W社は、引用商標の全体を本件商標の図案の一部として登録出願し、類似度が低い商品に指定し登録されたが、実際に使用されるのは金融決済サービスであった。これにより、W社が関連消費者に混同誤認を引き起こす意図がなかったといえるかどうかは問題となる。

原審はこの点について十分に検討しなかった。単にW社とA社が直接競争関係になること、A社が提出した報道の量が少なく、またA社が国内で関連サービスを提供していないという事実をもって、W社が引用商標の存在を認識し、A社が金融テクノロジーサービスに使用する意図を知りながら、故意に引用商標を模倣して本件商標を出願したという主張を否定した。しかし、この点については議論の余地がある。

4. 原審は、両商標の類似度が高くないとし、指定商品が類似度の低い商品であるが、本件商標と引用商標がいずれも国内で関連する事業者や消費者によく知られていないこと、両商標はそれぞれ相当の識別性を有すること、W社が本件商標を出願したことが悪意によるものではないことなどを総合的に判断し、本件商標登録につい

て商標法第 30 条第 1 項第 10 号に基づき登録を拒否すべき事由がないと認定した。
しかし、前述の通り適切でない点がある。・・・事実、証拠にまだ不明確な点があり、当裁判所が直ちに自ら判決をすることはできないため、・・・原判決を廃棄し、
原審に差し戻す。

なお、差戻審（知的財産商業裁判所 2024 年 10 月 17 日 113 年度行商更一字第 1 号判決）では、以下のように上記最高裁判決の内容を踏まえ、商標の類似度は低くなく、A 社の商標の方が関連消費者の熟知度が高く、W 社に悪意があったと認定され、無効事由があると判断された。

1. 本件商標は、下部に欠けた部分を持つ墨色の円形会話フレーム内に二重チェックマークの図形を配置したものから構成されており、引用商標は、下部に欠けた部分を持つ青色の円形会話フレームの図形から構成されている。二つの商標を比較すると、いずれも目を引く円形の会話フレームに似たデザインが共通しており、唯一の差異は、色や図形の中央にチェックマークが含まれているかどうかの微細な違いである。全体的な外観から受ける印象は非常に似ており、通常の消費者が異なる時間や場所で目にした場合、これらを系列商標として連想することは容易であるため、類似した商標と認定され、その類似度は低くないと言える。
2. A 社が異議手続で提出したウィキペディアの資料、インターネット上にある Alexa 製品の使用に関するチュートリアル記事、さらに「Amazon Alexa」に関するメディア報道や Google 検索結果のページによれば、A 社は 2014 年 11 月 6 日にスマートホーム音声アシスタント「Amazon Alexa」を開発し、引用商標を「Amazon Alexa」アプリケーションに使用しており、台湾の消費者はスマートフォンを通じてこのアプリをダウンロードできることがわかる。また、A 社が提出した聯合ニュースサイトなどのメディア報道によると、A 社は 2017 年から 2020 年 1 月にかけて「Amazon Alexa」アプリケーションのマーケティング活動を継続的に行い、台湾のメディアにも報道されており、2019 年 1 月 16 日に本件商標が登録される前に、既に台湾の消費者に認知されていたことがわかる。
これに対し、本件商標の使用に関する証拠は、W 社が提出した 1 枚の宣伝資料のみで

あり、かつ、その資料には日付が記載されていないため、台湾の消費者に広く知られているとは言い難い。

また、A社は2017年にAlexaサービスを金融決済と組み合わせ、ユーザーがAlexa音声アシスタントを通じて支払いサービスを利用できるようにする計画を持っており、この情報も本件商標の出願前の2017年4月10日に台湾メディアに報じられた。W社の事業範囲は、主にオンライン電子決済、ソフトウェア開発、情報技術コンサルティングなどのサービスの提供であり、テクノロジー業界の運営に必要な経験や知識を持っており、A社が世界中で展開している「Amazon Alexa」ブランドと引用商標を熟知しているはずである。そのため、引用商標に近似した本件商標を用いて金融科学技術サービスを指定して登録出願したことが、善意に基づくものではないと考えられる。現時点の証拠に基づき、引用商標は本件商標よりも台湾の関連消費者に広く認識されており、そのためより大きな保護を受けるべきであると判断される。

以上の差戻審判決に対して更に上告がなされたが、上告は棄却されている（2025年2月5日最高行政法院113年度上字第705号裁定）

【専門家からのアドバイス】

本件商標は、2019年7月19日に出願され、拒絶理由通知書などが発行されることなく、同年11月26日に登録査定が発行され、2020年1月16日に登録の公告がされている。台湾では、登録の公告の後3か月間、何人も異議を申し立てることができる。そして、2020年4月に異議が申し立てられ、2021年8月に異議を認め、本件商標を取消す旨の決定がなされた。

台湾では、異議が認められることは全く珍しいことではない。例えば2023年では、異議が申し立てられた場合、商標の全部無効が全体の約45%、一部無効が約12%となっており、合計すると約57%にもなる（智慧局「112年報商標統計」P2参照）。

本件では、異議を認める決定（すなわち無効事由があると判断した決定）が、知的財産商業裁判所によって取り消されたが、最高行政裁判所によって破棄、差し戻された。

最高行政裁判所も判断の枠組み自体は知的財産商業裁判所と同様であり、誤認混同の

おそれの審査基準に記載された 8 要素のうちの一部の要素に対する判断が異なっていた。

本件判決は、それぞれの考慮要素について、丁寧に証拠を出して立証することの重要性を改めて認識させるものであると思われる。